

## 懲戒処分規程

### (目的)

第1条 この規程は、倫理規程第8条に定める懲戒処分の種類及び方法等について、その細則を規定する。

### (懲戒処分の事由)

第2条 一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という。）は、登録会員が下記各号に定める事由に該当する場合、当該登録会員について、本規程に定める処分を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行った場合。
- (2) 犯罪に該当する行為を行った場合。但し、刑事事件として立件されるか否かにかかわらない。
- (3) 民法の不法行為に該当する行為（故意によるものに限る）を行った場合。但し、損害が発生したか否かにかかわらない。
- (4) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき。
- (5) 本協会の倫理規定 第6条（役職員等の遵守事項）に定められたものに違反した場合。
- (6) 登録会員の内、競技者に関しては、本協会の強化指定選手規程及び強化指定選手等行動規範に定められたものに違反した場合。
- (7) 国際バドミントン連盟または日本バドミントン協会が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）に違反した場合。

2 前項の規程にかかわらず、ドーピングについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が処分を行うものとする。

### (懲戒処分の種類)

第3条 本協会に関係した関係者、登録した競技者、スタッフ（以下「全関係者」という）に対する懲戒処分の種類及び程度は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 対象者より始末書を提出させた上で、厳重に注意する。
- (2) 資格の剥奪 日本代表選手、日本代表スタッフ又はその選考の資格並びに本協会からの交付金、助成金及び補助金の全部又は一部を受け取る資格を剥奪する。
- (3) 出場資格の停止 無期限又は懲戒事由 1 件につき 1 年以内の期限を付して公式競技大会への出場資格を停止する。
- (4) 除名 本協会から除名する。

2 本協会理事、監事、委員及び職員（以下「役職員」という。）に対する懲戒処分の種類及び程度は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。但し、役員解任については、定款第 28 条の規定による。

- (1) 戒告 対象者より始末書を提出させた上で、厳重に注意する。
- (2) 資格の剥奪 本協会において役職に就く資格を剥奪する。
- (3) 降格・解任・減給 その役職を降格し、又は解任する。また、本協会より給与の支給を受けている場合は減給に処す。
- (4) 除名 本協会から除名する。

（懲戒処分の決定等）

第 4 条 理事会は、コンプライアンス委員会の審議結果を考慮の上、懲戒処分を決定する。

2 コンプライアンス委員会は処分対象者の意見を聞く機会を設けなければならない。但し、審査対象者の同意があった場合、及び処分を行われない場合にはこの限りではない。

3 理事会及びコンプライアンス委員会は、前項の審議及び決定をするにあたり、全関係者、役職員及び関係者に対するヒアリング等の事実関係の調査を行うことができる。

4 理事会は、第 1 項の決定後、遅滞なく、対象者に対して、処分の内容、対象行為、処分理由の内容等を書面で告げるものとする。

（不服申し立て）

第 5 条 決定に不服がある場合は、決定後書面を受け取ってから 14 日以内に書面で申し立てを行うことができる。

2 不服申立の審査請求を受けた場合には、会長又は理事長は不服申立委員会を設置する。不服申立委員会は可及的速やかに委員会を開催し、審査して、審査請求受領後、原則として 1 か月以内に不服申し立てに対する処分内容を決定する。

（改 廃）

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2018年4月28日より施行する。

2021年4月1日一部改訂。